

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(医療支援課)</p> <p>第55条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の<u>8</u>係を置く。</p> <p>(1) 医療支援係 (削除)</p> <p><u>(2)</u> 地域連携係</p> <p><u>(3)</u> 社会福祉係</p> <p><u>(4)</u> 入院支援係</p> <p><u>(5)</u> 医療安全係</p> <p><u>(6)</u> 入院係</p> <p><u>(7)</u> 外来係</p> <p><u>(8)</u> 収納係</p> <p>第56条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 社会保険等の診療契約に関すること。</p> <p>(3) 先進医療に関すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(医療支援課)</p> <p>第55条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の<u>9</u>係を置く。</p> <p>(1) 医療支援係</p> <p><u>(2)</u> <u>医療評価係</u></p> <p><u>(3)</u> 地域連携係</p> <p><u>(4)</u> 社会福祉係</p> <p><u>(5)</u> 入院支援係</p> <p><u>(6)</u> 医療安全係</p> <p><u>(7)</u> 入院係</p> <p><u>(8)</u> 外来係</p> <p><u>(9)</u> 収納係</p> <p>第56条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 社会保険等の診療契約に関すること。</p> <p>(3) 先進医療に関すること。</p>

- (4) 治験に係る診療費に関する事。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関する事。
- (6) 診療情報の提供に関する事。
- (7) 患者の苦情相談に関する事(他の係の所掌に属するものを除く。)
- (8) 病院内の案内に関する事。
- (9) 病院におけるボランティア活動に関する事。
- (10) ファミリーハウスに関する事。
- (11) 病院ライブラリーに関する事。
- (12) 高難度医療管理センターに関する事。

(13) 高難度新規医療技術の提供に関する事。 (新設)

(14) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関する事。
(新設)

(15) その他医療の安全管理に関する事(他の係の所掌に属するものを除く。) (新設)

(16) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関する事。 (新設)

(削除)

第 57 条～第 63 条

(略)

附 則

この規程は、令和5年9月15日から施行する。

- (4) 治験に係る診療費に関する事。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関する事。
- (6) 診療情報の提供に関する事。
- (7) 患者の苦情相談に関する事(他の係の所掌に属するものを除く。)
- (8) 病院内の案内に関する事。
- (9) 病院におけるボランティア活動に関する事。
- (10) ファミリーハウスに関する事。
- (11) 病院ライブラリーに関する事。
- (12) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関する事。

第 57 条 医療評価係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 高難度医療管理センターに関する事。

(2) 高難度新規医療技術の提供に関する事。

(3) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関する事。

(4) その他医療の安全管理に関する事(他の係の所掌に属するものを除く。)

第 58 条～第 64 条

(略)

【改正理由】

令和5年9月15日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。